

評議員選任候補者の推薦規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小諸市社会福祉協議会定款第7条に基づき評議員選任候補者の推薦について定めるものとする。

(評議員)

第2条 評議員選任候補者は、次に掲げる者のうちから、理事会が評議員選任・解任委員会へ推薦する。

- (1) 市議会議員
- (2) 民生・児童委員
- (3) 保護司
- (4) 区長会地区会の代表者
- (5) 障害者団体・家族会等に属する者
- (6) 婦人会に属する者
- (7) 商工関係者
- (8) ボランティア・NPO活動をする者
- (9) 医療・保健衛生関係者
- (10) 教育関係者
- (11) その他

2 評議員選任候補者の推薦母体は別に定めるものとする。

3 評議員として選出された者は、就任承諾書を会長に提出するものとする。

附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。ただし、(定数並びに評議員の選出母体)の改正については、平成9年4月1日より適用する。

2 この規程は、平成15年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。